

新型コロナウイルス感染症に伴う農業保険の対応について

1 対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金の支払いが困難であることの申出を行っていただいた農業者の方

2 特例内容

(1) 収入保険

保険料、積立金、事務費の支払期限を保険期間の開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長いたします。

(2) 農業共済

(ア) 収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）

共済掛金の支払期限を、品目ごとに、収穫期の1ヶ月前までを限度に、最長令和2年9月30日まで延長いたします。

(イ) 家畜共済、園芸施設共済

共済掛金の支払期限を、令和2年9月30日まで延長いたします。

(ウ) 任意共済（建物共済、農機具損害共済、農機具更新共済）

共済掛金の支払期限を、令和2年9月30日まで延長いたします。

(3) 加入申請手続の柔軟な対応

対面での手続きが困難な方につきましては、電話での加入申込みを承ります。

なお、申請書類は後日提出いただきます。

詳しくは、お近くのNOSA I組合までお問い合わせください。

佐久支所 ☎0267-58-2580

諏訪支所 ☎0266-73-3211

下伊那支所 ☎0265-23-7600

松塩筑支所 ☎0263-40-2503

北アルプス支所 ☎0261-22-8488

更埴出張所 ☎026-214-3258

上小支所 ☎0268-35-3333

上伊那支所 ☎0265-73-2221

木曾支所 ☎0264-24-2367

安曇野支所 ☎0263-72-5192

北信支所 ☎026-219-2890

本所 ☎026-217-5809